

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱

平成30年10月16日
白馬村告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村内の担い手のいない分野等において、地域資源や知的財産を活用して起業することにより、新しいしごとの創出や地域課題の解決に資する事業を行う者（以下「ふるさと起業家」という。）の起業に係る経費について、ふるさと白馬村を応援する条例（平成20年白馬村条例第21号）に基づく寄附（以下「ふるさと寄附」という。）をクラウドファンディングにより募り、「白馬村ふるさと起業家支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付することについて、白馬村補助金等交付規則（昭和43年白馬村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始すること
 - ウ 個人又は法人が現在の事業を承継し、かつ新たな事業を開始すること
 - エ 個人又は法人が既存の事業に加え、新たな事業を開始すること
- (2) 地域資源 地域活性化の試みにおいて特徴・素材となる農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源等のことをいう。
- (3) 知的資産 特許やノウハウの知的財産に加え、人材、技術、組織力、人的ネットワーク、ブランド等、企業の競争力の源泉となる目に見えない資産のことをいう。
- (4) クラウドファンディング 不特定多数の人が、インターネット等を経由して事業提案者に財源の提供を行うことを希望して、寄附として資金を提供するものをいう。
- (5) 返礼品 ふるさと寄附をした者に対して贈呈する物品・サービス等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるふるさと起業家は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 白馬村内に住所を有する個人事業者又は白馬村内に主たる事業所を有する法人であること。ただし、第10条に規定する交付申請の日までに白馬村内に住

所又は主たる事業所を有する旨の書面を提出する場合は、この限りではない。

(2) 村税等に滞納がないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、村の施策と整合し、次の各号に掲げる全てを満たす事業とする。

(1) 村内において担い手のいない又は少ない分野で、地域の課題解決に資する新規の起業であること。

(2) 地域資源や知的資産を活用した自立性及び将来性を有する事業であること。

(3) 村内外の人々から広く共感を得られる事業であること。

(4) ふるさと寄附により集まった金額が目標額に達しなくても実施する事業であること。

(5) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 特定の政治・思想・宗教等の活動を目的とした事業

イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業

ウ 法律等で活動内容が規定されている事業（介護保険事業等）

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業

オ 公序良俗に問題のある事業

（補助対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から、次の各号に掲げる経費を控除したものである。ただし、事業認定の日までに契約又は支出をした経費は対象としない。

(1) 人件費

(2) 食糧費

(3) その他村長が不相当と認める経費

2 当該事業に対して他の補助金等を受けている場合は、その補助金等の対象経費に相当する金額を控除した金額を補助対象経費とする。

（事業の認定）

第6条 補助金の交付を受けようとするふるさと起業家は、白馬村ふるさと起業家支援事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、開業届出書の写し及び住民票）
 - (4) 直近事業年度分の決算書の写し（個人事業者の場合は、確定申告書の写し）
 - (5) 村税等の滞納がないことの証明書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、年度ごとに1事業者につき1事業に限るものとする。
 - 3 村長は、第1項の申請があったときは、白馬村ふるさと起業家支援事業認定審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その評価結果に基づき、認定する事業（以下「認定事業」という。）には、白馬村ふるさと起業家支援事業認定通知書（様式第2号）により、不認定とする事業には、白馬村ふるさと起業家支援事業不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
 - 4 審査会の組織、運営その他必要な事項は村長が別に定める。
 - 5 村長は、事業の認定において、必要と認められる条件を付すことができる。
（認定の辞退）

第7条 前条第4項の規定による認定を受けたふるさと起業家は、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ白馬村ふるさと起業家支援事業認定辞退届出書（様式第4号）により、その旨を村長に届け出なければならない。
（ふるさと寄附の募集）

第8条 村長は、認定事業について、インターネットサイトに掲載し、クラウドファンディングにより一定期間ふるさと寄附を募るものとする。

- 2 前項のクラウドファンディングによるふるさと寄附に対して、村は返礼品を送らないものとする。ただし、ふるさと起業家からは、寄附金額の3割に相当する額を上限として、認定事業に係る返礼品を送ることができる。
（補助金の額）

第9条 補助金の額は、クラウドファンディングにより当該認定事業を指定して寄附された金額から、クラウドファンディングに係る経費を除いた金額の範囲内で、村が必要な予算措置を行った額とする。

- 2 補助対象者に交付する補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（補助金の交付申請）

第10条 ふるさと起業家は、クラウドファンディングによるふるさと寄附の募集期間終了後速やかに、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 村長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、内容を確認の上、適当と認めるときは、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の実施)

第12条 認定事業の実施期間は、前条の規定による交付決定を受けた日から、当該年度の3月31日までとする。

(事業の変更)

第13条 ふるさと起業家は、事業計画書及び収支予算書に変更が生じるときは、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金変更申請書(様式第7号。以下「変更申請書」という。)を村長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第14条 村長は、前条の規定により変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更内容が適当であると認めるときは、決定事項及び変更後の交付金額を白馬村ふるさと起業家支援事業補助金変更承認通知書(様式第8号)により、また適当でないと認めた時は、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金変更不承認通知書(様式第9号)により、それぞれ通知するものとする。

(実績報告)

第15条 ふるさと起業家は、認定事業が完了したときは、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は、第11条の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、認定事業の成果を記載した白馬村ふるさと起業家支援事業補助金実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施内容報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 認定事業の経過並びに成果を称する書類及び写真等
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 村長は、前条による実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、補助金の額を確定し、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金確定通知書(様式第11号。以下「確定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 ふるさと起業家は、前条に規定する確定通知書を受領した後、30日以内にその写しを添えて、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付請求書(様式第12

号)を村長へ提出しなければならない。

2 ふるさと起業家は、第11条の規定による交付決定を受けた後、補助金の交付を概算払で受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金概算払申請書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 白馬村ふるさと起業家支援事業補助金概算払請求書(様式第14号)

(2) 契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類

(3) 概算払の対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類

(4) その他、必要と認められる書類

3 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、認定事業の遂行上特に必要があると認めた場合、原則1回に限り、交付決定額の2分の1の範囲内で概算払により交付することができる。

(財産の管理及び処分)

第18条 ふるさと起業家は、補助金により取得、又は効用の増加した設備等(以下「設備等」という。)のうち、1台につき50万円以上のものを、補助金交付後5年以内に補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第15号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により財産処分申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、財産処分が適当であると認めるときは、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金財産処分承認通知書(様式第16号)により、また適当でないとき、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金財産処分不承認通知書(様式第17号)により、それぞれ通知するものとする。

3 村長は、前項の承認をしたふるさと起業家に対し、当該承認にかかる財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を村に納付させるものとする。

4 ふるさと起業家は、設備等について、認定事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第19条 ふるさと起業家は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する年度の3月31日まで保存しなければならない。

(認定の取消し)

第20条 村長は、ふるさと起業家が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取消することができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 認定及び補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
- (3) 虚偽又は不正な申請をしたとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、村長が不相当と認めるとき

2 村長は、前項の規定により、認定を取消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(報告及び調査)

第21条 ふるさと起業家は、事業終了後1年を経過した時点で、認定事業の成果を白馬村ふるさと起業家支援事業成果報告書(様式第18号)により村長に報告しなければならない。

2 村長は、必要と認めるときは、事業実施期間の途中においても、次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 認定事業の状況、実績
- (2) 認定事業の収支、決算
- (3) 認定事業の内容
- (4) その他村長が必要と認めること

(成果の公表)

第22条 村長は、認定事業の成果について公表するものとする。

2 村長は、必要があると認めるときは、認定事業の成果について、ふるさと起業家に発表させることができる。

3 ふるさと起業家は、前項の規定により成果の発表を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

住所

氏名

印

白馬村ふるさと起業家支援事業認定申請書

白馬村ふるさと起業家支援事業に係る認定を受けたいので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業名	
事業の実施期間	(開始予定) 年 月 日 (完了予定) 年 月 日
事業に要する経費 ※見込み	円
補助対象経費 ※見込み	円
補助金額 ※見込み	円

- (添付書類) 1 事業計画書 (別紙1)
2 収支予算書 (別紙2)
3 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの (法人の場合)
又は、開業届出書の写し及び住民票 (個人事業者の場合)
4 直近事業年度分の決算書の写し (法人の場合)
又は、確定申告書の写し (個人事業者の場合)
5 村税等の滞納のないことの証明書
6 1から5までに掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業の実施形態

法人名・屋号	
代表者名	
所在地（事業実施地）	〒 -
TEL / FAX	/
E-mail	
職歴	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 法人（ ） <input type="checkbox"/> 有限責任事業組合 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開業・設立（予定）日	年 月 日
資本金・出資金（法人）	円
株主・出資者数（法人）	名
役員・従業員数	合計 名（ 役員 名 ・ 従業員 名 ）
許認可・免許等 （必要な場合のみ）	許認可・免許等名称： 取得見込み時期：
経営理念・方針	
創業の動機・目的	

事業内容		
事業の新規性 (創業分野における村内の状況等)		
事業の採算性		
事業の公益性 (解決につながる地域の課題、地域活性化への貢献等)		
地域資源・知的資産等の活用方法		
今後の事業計画 (自立性・将来性)	1年目	
	2年目	
	3年目	
クラウドファンディングでの目標金額達成のためのプロモーション	*関係者からのふるさと寄附での支援の申出状況、広報の実施予定等	
寄附金が目標金額に到達しなかった場合の不足資金の調達方法	1. 自己資金 2. 金融機関からの借入 3. その他 ()	
寄附者(ふるさと未来投資家)への事業報告	回数 : 年間 回 方法 : 電子媒体 ・ 紙媒体 ・ その他 ()	
寄附者(ふるさと未来投資家)への返礼品	1. あり () 2. なし	

収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	金額	備考（資金の調達先等）
自己資金		
借入金		
ふるさと起業家支援事業補助金		
合計		

※ふるさと起業家支援事業補助金が目標金額未達成の場合の不足分に対する調達見込み

2 支出

(単位：円)

区分	内容（積算根拠）	金額	備考
設備資金			
運転資金			
合計			

※ 区分、内容（積算根拠）はできるだけ詳細に記載してください。

※ クラウドファンディングに係る寄附者（ふるさと未来投資家）への情報発信・返礼品に要する費用は補助対象外となります。

3 利益計画

	1年目	2年目	3年目
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)仕入・製造原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益(a-b)	千円	千円	千円
(d)販売費・一般管理費	千円	千円	千円
(e)営業利益(c-d)	千円	千円	千円
営業外損益	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円
特別損益	千円	千円	千円
税引前利益	千円	千円	千円
従業員数 (うちパート・アルバイト)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
特記事項 (補助対象外の設備計画等)			

4 他の補助金等

補助金等名称	
事業主体（関係省庁等）	
テーマ名	
申請・交付時期（予定）	申請 年 月 / 交付 年 月
補助金額	

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと起業家支援事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと起業家支援事業について、下記のとおり認定したので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1. 認定事業名

2. 認定事業に要する経費（見込み） 円

3. 補助対象経費（見込み） 円

4. 認定事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5. 認定に係る条件等

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと起業家支援事業不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと起業家支援事業の認定について、下記の理由により認定できませんでしたので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1. 事業名
2. 不認定の理由

（教示）

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

住所

氏名

印

白馬村ふるさと起業家支援事業認定辞退届出書

年 月 日付け第 号で通知のあった白馬村ふるさと起業家支援事業の認定について、下記の理由により辞退したいので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住所
氏名 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けた白馬村ふるさと起業家支援事業補助金の交付を受けたいので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1. 交付申請額 円
2. 認定事業名
3. 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 認定事業に要する費用 円
5. 補助対象経費 円

様式第6号（第11条関係）

白馬村指令 第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと起業家支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1. 認定事業名

2. 補助金の額

円

3. 条件

- ① 認定事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった交付申請書に記載のとおりとする。
- ② 村から提供する寄附者の個人情報については、お礼状及び返礼品の送付のためにのみ利用し、関係法令等に則って適切に処理すること。
- ③ ふるさと起業家は、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住所
氏名 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定のあった白馬村ふるさと起業家支援事業について、下記のとおり変更したいので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

記

1. 認定事業名

2. 変更後の補助金額 円

（ 認定申請時の補助金額 円 ）

3. 変更理由及び内容 事業変更計画書のとおり

- （添付書類）
- 1 事業変更計画書（様式第7号別紙1）
 - 2 変更後収支予算書（様式第7号別紙2）
 - 3 その他必要とする書類

事業変更計画書

1. 事業の概要

認定事業名	
変更後の補助金額	円 (申請時 円)

2. 変更内容

変更事項	変更前	変更後

変更後収支予算書

1 収入

(単位：円)

区分	金額（変更前）	金額（変更後）	備考
自己資金			
借入金			
ふるさと起業家支援事業補助金			
起業者支援事業補助金			
その他（ ）			
合計			

※ふるさと起業家支援事業補助金が目標金額未達成の場合の不足分に対する調達見込み

2 支出

(単位：円)

区分	内容	金額（変更前）	金額（変更後）	備考
設備資金				
運転資金				
合計				

※ 区分、内容（積算根拠）はできるだけ詳細に記載してください。

※ クラウドファンディングに係る寄附者（ふるさと未来投資家）への情報発信・返礼品に要する費用は補助対象外となります。

3 利益計画（変更後）

	1年目	2年目	3年目
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)仕入・製造原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益(a-b)	千円	千円	千円
(d)販売費・一般管理費	千円	千円	千円
(e)営業利益(c-d)	千円	千円	千円
営業外損益	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円
特別損益	千円	千円	千円
税引前利益	千円	千円	千円
従業員数 (うちパート・アルバイト)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
特記事項 (補助対象外の設備計画等)			

4 他の補助金等（変更後）

補助金等名称	
事業主体（関係省庁等）	
テーマ名	
申請・交付時期（予定）	申請 年 月 / 交付 年 月
補助金額	

様式第8号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと起業家支援事業補助金の変更申請について、下記のとおり承認したので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1. 認定事業名

2. 補助金の額

円

3. 条件

- ① 認定事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった変更申請書に記載のとおりとする。
- ② 村から提供する寄附者の個人情報については、お礼状及び返礼品の送付のためにのみ利用し、関係法令等に則って適切に処理すること。
- ③ ふるさと起業家は、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと起業家支援事業補助金の変更申請について、下記の理由により不承認とすることに決定したので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1. 認定事業名
2. 不承認の理由

（教示）

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 10 号（第 15 条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

住所

氏名

印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定通知のあった白馬村ふるさと
起業家支援事業の実績について、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 15 条の規
定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 認定事業名

2. 実績報告額

認定事業に要した経費 円

補助対象経費 円

補助金額 円

- (添付書類)
- 1 事業実施内容報告書（様式第 10 号別紙 1）
 - 2 収支決算書（様式第 10 号別紙 2）
 - 3 補助対象事業の経過並びに成果を証する書類及び写真等
 - 4 1 から 3 までに掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

事業実施内容報告書

認定事業名	
事業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 法人 () <input type="checkbox"/> 有限責任事業組合 <input type="checkbox"/> その他 ()
開業・法人設立日	年 月 日
資本金・出資金 (法人)	円
株主・出資者数 (法人)	名
役員・従業員数	合計 名 (役員 名 ・ 従業員 名)
事業の実績 (実施内容・実施方法等)	
事業の効果・成果 (地域課題解決・地域活性化への効果)	
今後の展開 (次年度以降の計画)	

※決算書又は試算表等の事業の実績に関する資料を添付してください。

収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分	金額	備考
自己資金		
借入金		
ふるさと起業家支援事業補助金		
起業者支援事業補助金		
その他 ()		
合計		

2 支出

(単位：円)

区分	内容	認定事業に要した経費 (税込)	補助対象経費 (税込)	備考
設備資金				
運転資金				
合計				

※認定事業の実施に要した経費を証する書類（契約書、領収書の写し等）を添付してください。

様式第 11 号（第 16 条関係）

白馬村達 第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定しました白馬村ふるさと起業家支援事業補助金について、下記のとおり額を確定しましたので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により通知します。

記

1. 認定事業名

2. 交付確定額

円

（ 参考：うち、概算払済額

円 ）

様式第 12 号（第 17 条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

住所

氏名

印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け白馬村達 第 号で確定通知のあった白馬村ふるさと起業家支援事業補助金について、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 認定事業名

2. 請求額

円

（概算払による受領済み額は除く）

3. 補助金振込先

金融機関名	
支店・支所名	
口座種別	1. 普通 / 2. 当座 (いずれかに○)
口座番号	
フリガナ 口座名義	

白馬村長 宛

住所
氏名 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定のあった白馬村ふるさと起業家支援事業補助金について、下記のとおり概算払により交付を受けたいので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により申請します。

記

1. 認定事業名
2. 交付決定額 円
3. 概算払申請額 円

補助対象経費 (総額)	うち、概算払 に係る経費	交付決定額 (ア)	概算払額 (イ)	残額 (ア) - (イ)
円	円	円	円	円

4. 概算払を必要とする理由及び概算払申請額積算の根拠

(理由)
(積算根拠)

- (添付書類)
- 1 白馬村ふるさと起業家支援事業補助金概算払請求書（様式第 14 号）
 - 2 契約書、請書、見積書等、支払先及び金額を証する書類
 - 3 概算払の対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類
 - 4 その他、必要と認められる書類

様式第 14 号（第 17 条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

住所

氏名

印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定のあった白馬村ふるさと起業家支援事業補助金について、下記の金額を概算払により交付されるよう、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により請求します。

記

1. 認定事業名

2. 請求額

円

3. 補助金振込先

金融機関名	
支店・支所名	
口座種別	1. 普通 / 2. 当座 (いずれかに○)
口座番号	
フリガナ 口座名義	

様式第 15 号（第 18 条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

住所

氏名

印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金財産処分承認申請書

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により申請します。

記

1. 認定事業名
2. 取得財産の品目及び取得年月
 - (1) 品目
 - (2) 取得年月日
3. 取得価格及び残存簿価
 - (1) 取得価格
 - (2) 残存簿価
4. 当該処分財産に係る補助金の交付額
5. 4 に対する当該補助金の確定額
6. 処分理由
7. 処分方法

様式第 16 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと起業家支援事業補助金財産処分承認申請について、下記のとおり承認したので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 認定事業名
2. 取得財産の品目及び取得年月
 - (1) 品目
 - (2) 取得年月日
3. 取得価格及び残存簿価
 - (1) 取得価格
 - (2) 残存簿価
4. 当該処分財産に係る補助金の交付額
5. 4 に対する当該補助金の確定額

第 号
年 月 日

様

白馬村長 印

白馬村ふるさと起業家支援事業補助金財産処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村ふるさと起業家支援事業補助金財産処分承認申請について、下記の理由により不承認とすることに決定したので、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 認定事業名
2. 取得財産の品目及び取得年月
 - (1) 品目
 - (2) 取得年月日
3. 不承認の理由

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白馬村を被告として（訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 18 号（第 21 条関係）

年 月 日

白馬村長 宛

住所

氏名

印

白馬村ふるさと起業家支援事業成果報告書

白馬村ふるさと起業家支援事業に係る成果報告について、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

認定事業名	
報告年度	
事業の概要	
事業の実績 (売上・製品・サービス・顧客・資金等の状況、地域課題解決・地域活性化への貢献等)	
事業の課題	

※決算書又は試算表等の事業の実績に関する資料を添付してください。